

令和6年第1回廿日市市議会（第1回定例会）条例新旧対照表

議案第12号	廿日市市監査委員条例等の一部を改正する条例	1
議案第13号	廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例	7
議案第14号	職員の育児休業等に関する条例及び会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第15号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	13
議案第16号	廿日市市市民センター条例の一部を改正する条例	33
議案第17号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	35
議案第18号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	39
議案第19号	廿日市市漁港管理条例及び廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	45
議案第20号	廿日市市こども医療費支給条例の一部を改正する条例	47
議案第21号	廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例	49
議案第22号	廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	53
議案第23号	廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	79
議案第24号	廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	87
議案第25号	廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	93
議案第26号	廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例を廃止する条例	99
議案第35号	過疎地域持続的発展計画の変更について	101

議案第 1 2 号

廿日市市監査委員条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市監査委員条例（昭和 3 9 年条例第 4 号）【第 1 条関係】（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（請求又は要求による監査） 第 4 条 監査委員は、法第75条第 1 項、法第98条第 2 項、法第242条第 1 項若しくは法第243条の 2 の 8 第 3 項の規定による監査の請求又は法第199条第 6 項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。	（請求又は要求による監査） 第 4 条 監査委員は、法第75条第 1 項、法第98条第 2 項、法第242条第 1 項若しくは法第243条の 2 の 2 第 3 項の規定による監査の請求又は法第199条第 6 項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。

○昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年条例第2号）【第2条関係】（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（職員の賠償責任に基づく債務の免除） 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8</u>（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。	（職員の賠償責任に基づく債務の免除） 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2</u>（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） <u>第243条の２の７第１項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の２の８第３項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。 （最低責任負担額） 第２条 法<u>第243条の２の７第１項</u>に規定する条例で定める額（以下「最低責任負担額」という。）は、市から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の２第１項若しくは第４項又は第204条第１項若しくは第２項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の１会計年度当たりの額に相当する額として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の４第１項第１号</u>の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 （１）～（４） （略）	（趣旨） 第１条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） <u>第243条の２第１項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の２の２第３項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。 （最低責任負担額） 第２条 法<u>第243条の２第１項</u>に規定する条例で定める額（以下「最低責任負担額」という。）は、市から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の２第１項若しくは第４項又は第204条第１項若しくは第２項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の１会計年度当たりの額に相当する額として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第１項第１号</u>の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 （１）～（４） （略）

○廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例（平成１７年条例第５６号）【第４条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第５条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の２の８第８項</u>の規定により国民宿舎事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円を超えるときとする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第５条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の２の２第８項</u>の規定により国民宿舎事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円を超えるときとする。

○廿日市市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第20号）【第5条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超えるときとする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超えるときとする。

議案第13号

廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市職員定数条例（昭和62年条例第33号）

（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
（職員の定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。ただし、職員を兼職させ、又は任命権者の協議により併任させた場合におけるその兼職又は併任の職員は、当該定数の外に置くことができる。		（職員の定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。ただし、職員を兼職させ、又は任命権者の協議により併任させた場合におけるその兼職又は併任の職員は、当該定数の外に置くことができる。	
区 分	定 数	区 分	定 数
1 市長の事務部局の職員 （社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条に規定する所員を含む。）	<u>819人</u>	1 市長の事務部局の職員 （社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条に規定する所員を含む。）	<u>800人</u>
2 議会の事務部局の職員	9人	2 議会の事務部局の職員	9人
3 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	<u>69人</u>	3 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	<u>76人</u>
4 選挙管理委員会の事務部局の職員	<u>4人</u>	4 選挙管理委員会の事務部局の職員	<u>3人</u>
5 監査委員の事務部局の職員	5人	5 監査委員の事務部局の職員	5人
6 農業委員会の事務部局の職員	<u>4人</u>	6 農業委員会の事務部局の職員	<u>3人</u>
7 消防機関の職員	<u>185人</u>	7 消防機関の職員	<u>179人</u>
合計	<u>1,095人</u>	合計	<u>1,075人</u>

議案第14号

職員の育児休業等に関する条例及び会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条 （略） 2 給与条例第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のう ち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該 基準日に係る勤勉手当を支給する。 （部分休業をすることができない職員） 第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 （2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。</u>） （部分休業の承認） 第17条 （略） 2・3 （略） 4 職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。</u>）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 5 （略）	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条 （略） 2 給与条例第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。</u>）のう ち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該 基準日に係る勤勉手当を支給する。 （部分休業をすることができない職員） 第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 （2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法_____第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。</u>） （部分休業の承認） 第17条 （略） 2・3 （略） 4 職員（<u>会計年度任用職員_____を除く。</u>）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 5 （略）

改正後	改正前
（第2号会計年度任用職員の期末手当） 第15条 （略） 2 第2号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3・4 （略） （第1号会計年度任用職員の期末手当） 第26条 （略） 2 第1号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3・4 （略）	（第2号会計年度任用職員の期末手当） 第15条 （略） 2 第2号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3・4 （略） （第1号会計年度任用職員の期末手当） 第26条 （略） 2 第1号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3・4 （略）

改正後	改正前
（給与の種類） 第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の給与は、給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。 2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。 3 （略） （第2号会計年度任用職員の期末手当） 第15条 （略） 2 第2号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3・4 （略） <u>（第2号会計年度任用職員の勤勉手当）</u> 第15条の2 <u>第2号会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する第2号会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該第2号会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した第2号会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</u> 2 <u>第2号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u> 3 <u>前項の勤勉手当基礎額その他第2号会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	（給与の種類） 第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の給与は、給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>とする。 2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬<u>及び期末手当</u>とする。 3 （略） （第2号会計年度任用職員の期末手当） 第15条 （略） 2 第2号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3・4 （略） （新設） （新設） （新設）

改正後	改正前
<u>4 第2号会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第23条の2及び第23条の3の規定を準用する。</u> (第1号会計年度任用職員の期末手当) 第26条 (略) 2 第1号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略) <u>(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)</u> <u>第26条の2 第1号会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員(規則で定める職員を除く。)に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該第1号会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</u> <u>2 第1号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u> <u>3 前項の勤勉手当基礎額その他第1号会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> <u>4 第1号会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第23条の2及び第23条の3の規定を準用する。</u>	(新設) (第1号会計年度任用職員の期末手当) 第26条 (略) 2 第1号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略) (新設) (新設) (新設) (新設)

改正後				改正前			
別表（第2条関係） （5）建築関係				別表（第2条関係） （5）建築関係			
事務の種類	単位	手数料	備考	事務の種類	単位	手数料	備考
(略)				(略)			
建築物の敷地と道路との関係の <u>建築等の認定</u>	1件	2万7,000円	1申請をもって1件とする。	建築物の敷地と道路との関係の <u>建築認定</u>	1件	2万7,000円	1申請をもって1件とする。
(略)				(略)			
道路内における <u>建築等の認定</u>	1件	2万7,000円	1申請をもって1件とする。	道路内における <u>建築認定</u>	1件	2万7,000円	1申請をもって1件とする。
(略)				(略)			
低炭素建築物新築等計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の認定		ア 戸建て住宅について認定を受けようとする場合の手数料の額は、戸建て住宅に係る審査の欄に掲げる額 イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の全体又は複合建	ア 1申請をもって1件とする。 イ 工場等とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものをいう。 ウ 認定基準適合図書とは、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する図書をいう。	低炭素建築物新築等計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の認定		ア 戸建て住宅又は共同住宅等（共同住宅、長屋その他の戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の住戸について認定を受けようとする場合の手数料の額は、住戸に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額	ア 1申請をもって1件とする。 イ 認定基準適合図書とは、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する図書をいう。

改正後			改正前		
		<u>建築物（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）及び非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）の住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅</u>			<u>イ 共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄の総住戸数の欄に掲げる区分に応じ</u> <u>て定める額に共同住宅等に係る審査の欄の共用部分の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額</u> <u>ウ 非住宅（居住の用に供する部分、共用部分及び工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場そ</u>

改正後				改正前			
		<u>等に係る審査の欄の総住戸数の欄に掲げる区分に応じて定める額に共同住宅等に係る審査の欄の共用部分の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額</u> <u>ウ 住宅部分を有しない建築物の全体又は複合建築物の非住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅部分のうち工場等以外の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に</u>				<u>の他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</u> <u>エ 工場等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、工場等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</u> <u>オ 共同住宅等、非住宅及</u>	

改正後				改正前			
		<u>非住宅部分のうち工場等の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額</u> エ <u>複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄の総住戸数の欄に掲げる区分に応じて定める額に共同住宅等に係る審査の欄の共用部分の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額に、非住宅部分のうち工場等以外の部</u>				<u>び工場等を有する複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄の総住戸数の欄に掲げる区分に応じて定める額に共同住宅等に係る審査の欄の共用部分の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額に、非住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額及び工場等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定め</u>	

改正後				改正前			
		<u>分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額及び非住宅部分のうち工場等の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額</u> <u>オ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第2項の規定による審査を申し出る場合の手数料の額は、低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料の額に、建築物に関する確認又は計画通知に係る</u>				<u>る額を加えた額</u> <u>カ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第2項の規定による審査を申し出る場合の手数料の額は、低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料の額に、建築物に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を、建築設備に関する確認又は計画通知に係る</u>	

改正後				改正前			
		審査を申し出る場合は建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を、建築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を加えた額				る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を加えた額	
				住戸に係る審査			ア 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。 イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。
戸建て住宅に係る審査	1件	3万7,000円	ア 認定基準適合図書を提出する場合は、5,000円 イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。	戸建て住宅	1件	3万7,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、5,000円
				共同住宅等			共同住宅等の全体又は複合建築物の全体と併せて認定を受けようとする場合は、免除とする。
				1戸	1件	3万7,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、5,000円
				2戸以上10戸以下	1件	3万7,000円に申請住戸数から1を減じた数に7,600円を乗じて得た額	認定基準適合図書を提出する場合は、5,000円に申請住戸数から1を減じた数に1,300円を乗じて得た額を加えた額

改正後					改正前				
								を加えた額	
						11戸以上100戸以下	1 件	10万6,000円に申請住戸数から10を減じた数に2,200円を乗じて得た額を加えた額	認定基準適合図書を提出する場合は、1万7,000円に申請住戸数から10を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額
						101戸以上200戸以下	1 件	30万9,000円に申請住戸数から100を減じた数に1,000円を乗じて得た額を加えた額	認定基準適合図書を提出する場合は、8万8,000円に申請住戸数から100を減じた数に500円を乗じて得た額を加えた額
						201戸以上	1 件	41万8,000円に申請住戸数から200を減じた数に800円を乗じて得た額を加えた額(64万4,000円を上限とする。)	認定基準適合図書を提出する場合は、13万9,000円に申請住戸数から200を減じた数に200円を乗じて得た額を加えた額(18万8,000円を上限とする。)
共同住宅等に係る審査			(略)		共同住宅等に係る審査				(略)
(略)					(略)				
共用部分			ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。		共用部分			ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。	
			イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、					イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、	

改正後					改正前				
				<u>変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。</u>					<u>変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。</u> ウ <u>共用部分を計算しない数値による評価により認定を受けようとする場合は、共用部分の手数料の額は加算しない。</u>
	(略)					(略)			
	非住宅部分のうち工場等以外の部分に係る審査			ア・イ (略)		非住宅に係る審査			ア・イ (略)
	(略)					(略)			
	非住宅部分のうち工場等の部分に係る審査			ア・イ (略)		工場等に係る審査			ア・イ (略)
	(略)					(略)			
(略)					(略)				
建築物エネルギー消費性能確保計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の適合性判定		ア (略) イ 工場等部分以外の部分（非住宅部分） _____ _____ _____ _____	(略)		建築物エネルギー消費性能確保計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の適合性判定		ア (略) イ 工場等部分以外の部分（非住宅部分）（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成	(略)	

改正後				改正前			
		_____ _____ _____ _____ _____ _____に限る。 以下同じ。) を有する建築物について適合性判定を受けようとする場合の手数料の額は、工場等部分以外の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額 ウ (略)				<u>27年法律第53号) 第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)</u> 以下同じ。) を有する建築物について適合性判定を受けようとする場合の手数料の額は、工場等部分以外の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額 ウ (略)	
(略)				(略)			
(略)				(略)			
建築物エネルギー消費性能向上計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の認定		ア 戸建て住宅について認定を受けようとする場合の手数料の額は、戸建て住宅に	ア 1申請をもって1件とする。 イ 誘導基準適合図書とは、建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する図書をいう。	建築物エネルギー消費性能向上計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の認定		ア 戸建て住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物（住宅部分（建築物のエネルギー	ア 1申請をもって1件とする。 イ 誘導基準適合図書とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合してい

改正後				改正前			
		係る審査の欄に掲げる額 イ 共同住宅等の全体又は複合建築物の住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額 ウ 住宅部分を有しない建築物の全体又は複合建築物の非住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定	ウ <u>モデル建築物誘導基準</u>とは、<u>基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準</u>（複合建築物が同条第3号ロ(1)から(3)までに適合する場合にあっては、同条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準又は基準省令第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2)の基準）をいう。			消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。）の住戸について認定を受けようとする場合の手数料の額は、住戸に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額 イ 共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分	ることを証する図書をいう。 ウ <u>モデル建築物誘導基準</u>とは、<u>基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準</u>（複合建築物が同条第3号ロ(1)から(3)までに適合する場合にあっては、同条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準又は基準省令第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2)の基準）をいう。

改正後				改正前			
		<u>める額</u> <u>エ 複合建築</u> <u>物の全体に</u> <u>ついて認定</u> <u>を受けよう</u> <u>とする場合</u> <u>の手数料の</u> <u>額は、共同住</u> <u>宅等に係る</u> <u>審査の欄に</u> <u>掲げる区分</u> <u>に応じて定</u> <u>める額に非</u> <u>住宅部分に</u> <u>係る審査の</u> <u>欄に掲げる</u> <u>区分に応じ</u> <u>て定める額</u> <u>を加えた額</u> <u>オ 建築物省</u> <u>エネ法第34</u> <u>条第3項各</u> <u>号に掲げる</u> <u>事項を記載</u> <u>しようとし</u> <u>る建築物エ</u> <u>ネルギー消</u> <u>費性能向上</u> <u>計画（以下</u> <u>「複数建築</u> <u>物エネルギー</u> <u>消費性能</u>				<u>に応じて定</u> <u>める額</u> <u>ウ 住宅部分</u> <u>を有しない</u> <u>建築物の全</u> <u>体又は複合</u> <u>建築物の非</u> <u>住宅部分に</u> <u>ついて認定</u> <u>を受けよう</u> <u>とする場合</u> <u>の手数料の</u> <u>額は、非住宅</u> <u>部分に係る</u> <u>審査の欄に</u> <u>掲げる区分</u> <u>に応じて定</u> <u>める額</u> <u>エ 複合建築</u> <u>物の住戸及</u> <u>び非住宅部</u> <u>分について</u> <u>認定を受け</u> <u>ようとする</u> <u>場合の手数</u> <u>料の額は、住</u> <u>戸に係る審</u> <u>査の欄に掲</u> <u>げる区分に</u> <u>応じて定め</u> <u>る額に非住</u> <u>宅部分に係</u>	

改正後				改正前			
		向上計画」という。)について認定を受けようとする場合の手数料の額は、当該計画に係る建築物(認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合は、変更の事由が生じる建築物、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画に新た				る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額 オ 複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に非住宅部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額 カ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を記載しようとする	

改正後				改正前			
		<u>に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項を記載しようとする場合は、当該記載に係る建築物）1棟ごとにアからエまでに定める額を合算した額</u> カ <u>建築物省エネ法第35条第2項の規定により審査を申し出る場合の手数料の額は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料の額に、建築物に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場</u>				<u>る建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「複数建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）について認定を受けようとする場合の手数料の額は、当該計画に係る建築物（認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合は、変更の事由が生じる建築物、認定を受けた建築物エ</u>	

改正後				改正前			
		合は建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を、建築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を加えた額				エネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を記載しようとする場合は、当該記載に係る建築物) 1	
戸建て住宅に係る審査	1件	3万7,000円	ア 誘導基準適合図書を提出する場合は、5,100円 イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合の当該変更の事由が生じる建築物に係る手数料の額は、2分の1の額とする。			棟ごとにアからオまでに定める額を合算した額 キ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により審査を申し	

改正後					改正前				
							出る場合の 手数料の額 は、建築物エ ネルギー消 費性能向上 計画の認定 に係る手数 料の額に、建 築物に関す る確認又は 計画通知に 係る審査を 申し出る場 合は建築物 に関する確 認又は計画 通知の項に 定める手数 料の額を、建 築設備に関 する確認又 は計画通知 に係る審査 を申し出る 場合は建築 設備に関す る確認又は 計画通知の 項に定める 手数料の額 を加えた額		
					住戸に係る審査			ア 共同住宅等に係る手数料	

改正後					改正前				
									料の額は、申請住戸数により算定する。
									イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合の当該変更の事由が生じる建築物に係る手数料の額は、2分の1の額とする。
					戸建て住宅	1 件	3 万7,000円		誘導基準適合図書を提出する場合は、5,100円
					共同住宅等				共同住宅等の全体又は複合建築物の全体と併せて認定を受けようとする場合は、免除とする。
					1 戸	1 件	3 万7,000円		誘導基準適合図書を提出する場合は、5,100円
					2 戸以上4 戸以下	1 件	3 万7,000円に申請住戸数から1を減じた数に1 万2,000円を乗じて得た額を加えた額		誘導基準適合図書を提出する場合は、5,100円に申請住戸数から1を減じた数に1,600円を乗じて得た額を加えた額
					5 戸以上15 戸以下	1 件	7 万5,000円に申請住戸数から4を減じた数に4,500円を乗じて得た額を加えた額		誘導基準適合図書を提出する場合は、1 万円に申請住戸数から4を減じた数に1,000円を乗じて得た額を加えた額
					16 戸以上45 戸以下	1 件	12 万5,000円に申請住戸数から		誘導基準適合図書を提出する場合は、2 万1,000円に申

改正後					改正前				
								ら15を減じた数に2,900円を乗じて得た額を加えた額	請住戸数から15を減じた数に900円を乗じて得た額を加えた額
								46戸以上	1件
(略)					(略)				
建築物のエネルギー消費性能の認定		(略)	ア (略) イ 消費性能基準適合図書等とは、 <u>建築物省エネ法第2条第3号</u> の基準に適合していることを証する図書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写しをいう。 ウ～カ (略)		建築物のエネルギー消費性能の認定		(略)	ア (略) イ 消費性能基準適合図書等とは、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号</u> の基準に適合していることを証する図書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写しをいう。 ウ～カ (略)	
(6)・(7) (略)					(6)・(7) (略)				
(8) 消防関係					(8) 消防関係				
事務の種類	単位	手数料	備考		事務の種類	単位	手数料	備考	
(略)					(略)				
危険物浮き屋根式特定			(略)		危険物浮き屋根式特定			(略)	

改正後				改正前			
屋外タンク貯蔵所及び 浮き蓋付特定屋外タン ク貯蔵所設置の許可 危険物の貯蔵最大数 量				屋外タンク貯蔵所及び 浮き蓋付特定屋外タン ク貯蔵所設置の許可 危険物の貯蔵最大数 量			
1,000キロリットル 以上	1 件	<u>145万円</u>		1,000キロリットル 以上	1 件	<u>118万円</u>	
5,000キロリットル 未満				5,000キロリットル 未満			
5,000キロリットル 以上	1 件	<u>172万円</u>		5,000キロリットル 以上	1 件	<u>141万円</u>	
1 万キロリットル 未満				1 万キロリットル 未満			
1 万キロリットル 以上	1 件	<u>192万円</u>		1 万キロリットル 以上	1 件	<u>159万円</u>	
5 万キロリットル 未満				5 万キロリットル 未満			
5 万キロリットル 以上	1 件	<u>236万円</u>		5 万キロリットル 以上	1 件	<u>195万円</u>	
10万キロリットル 未満				10万キロリットル 未満			
10万キロリットル 以上	1 件	<u>274万円</u>		10万キロリットル 以上	1 件	<u>227万円</u>	
20万キロリットル 未満				20万キロリットル 未満			
20万キロリットル 以上	1 件	<u>564万円</u>		20万キロリットル 以上	1 件	<u>455万円</u>	
30万キロリットル 未満				30万キロリットル 未満			
30万キロリットル 以上	1 件	<u>724万円</u>		30万キロリットル 以上	1 件	<u>582万円</u>	

改正後					改正前				
	40万キロリットル未満					40万キロリットル未満			
	40万キロリットル以上	1 件	<u>879万円</u>			40万キロリットル以上	1 件	<u>707万円</u>	
(略)					(略)				
高压ガスの製造の許可 （移動式製造設備のみを使用して高压ガスを製造する者に限る。） 処理容積				1 申請をもって 1 件とする。当該移動式製造設備について液化石油ガス法第37条の4第1項の許可を受けたものについては、6,000円とする。製造の許可に係る完成検査は、当該手数料の額の4分の3の額とする。（液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものについては6,100円）	高压ガスの製造の許可 （移動式製造設備のみを使用して高压ガスを製造する者に限る。） 処理容積				1 申請をもって 1 件とする。製造の許可に係る完成検査は、当該手数料の額の4分の3の額とする。（液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものについては6,100円）
		100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1 件	<u>7,400円</u>			100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1 件	<u>7,400円</u>
		200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1 件	<u>1 万1,000円</u>			200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1 件	<u>1 万1,000円</u>
		1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1 件	<u>1 万3,000円</u>			1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1 件	<u>1 万3,000円</u>
		(略)					(略)		
(略)					(略)				

議案第16号

廿日市市民センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市民センター条例（昭和47年条例第2号）（下線の部分は改正部分）

改正後							改正前						
別表第1（第10条関係） 専用して使用する場合の使用料 1～10（略） 11 廿日市四季が丘市民センター							別表第1（第10条関係） 専用して使用する場合の使用料 1～10（略） 11 廿日市四季が丘市民センター						
区分	基本使用料						区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで		9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
講堂	1,220円	1,400円	1,570円	2,800円	2,970円	4,370円	講堂	1,220円	1,400円	1,570円	2,800円	2,970円	4,370円
第1会議室	<u>160円</u>	<u>180円</u>	<u>200円</u>	<u>360円</u>	<u>390円</u>	<u>570円</u>	会議室	<u>280円</u>	<u>320円</u>	<u>360円</u>	<u>640円</u>	<u>680円</u>	<u>1,010円</u>
第2会議室	<u>130円</u>	<u>140円</u>	<u>160円</u>	<u>290円</u>	<u>310円</u>	<u>460円</u>							
講義室	360円	420円	470円	840円	890円	1,310円	講義室	360円	420円	470円	840円	890円	1,310円
集会室（和室）（1）	160円	190円	210円	380円	410円	600円	集会室（和室）（1）	160円	190円	210円	380円	410円	600円
集会室（和室）（2）	250円	290円	330円	580円	620円	910円	集会室（和室）（2）	250円	290円	330円	580円	620円	910円
研修室（1）	270円	310円	350円	630円	670円	990円	研修室（1）	270円	310円	350円	630円	670円	990円
研修室（2）	270円	310円	350円	630円	670円	990円	研修室（2）	270円	310円	350円	630円	670円	990円
（削る）							児童室	<u>130円</u>	<u>140円</u>	<u>160円</u>	<u>290円</u>	<u>310円</u>	<u>460円</u>
調理実習室	590円	670円	750円	1,350円	1,430円	2,110円	調理実習室	590円	670円	750円	1,350円	1,430円	2,110円
備考 1の表備考の規定は、この表について準用する。 12～15（略）							備考 1の表備考の規定は、この表について準用する。 12～15（略）						

改正後				改正前			
別表（第2条関係） （3） 戸籍関係				別表（第2条関係） （3） 戸籍関係			
事務の種類	単 位	手数料	備考	事務の種類	単 位	手数料	備考
戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この表において「戸籍証明書」という。）の交付	1 通	450円	1 証明をもって1 通とする。	戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面	1 通	450円	1 証明をもって1 通とする。
(略)				の交付			
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システム（以下この表において「情報提供等記録開示システム」という。）を使用する方法により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が情報提供等記録開示システムを使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の	1 件	400円	1 戸籍電子証明書提供用識別符号をもって1 件とする。	(略)			
				(新設)			

改正後				改正前			
<u>謄本若しくは抄本又は戸籍証明書</u> <u>の請求を行う場合における当</u> <u>該発行を除く。)</u>							
除かれた戸籍の謄本若しくは抄 本又は除かれた戸籍に記録され ている事項の全部若しくは一部 を証明した書面（以下この表に おいて「除籍証明書」という。） の交付	1 通	750円	1 証明をもって1 通とす る。	除かれた戸籍の謄本、抄本 又は除かれた戸籍に記録され ている事項の全部若しくは一部 を証明した書面	1 通	750円	1 証明をもって1 通とす る。
(略)				の交付			
除籍電子証明書提供用識別符号 の発行（情報提供等記録開示シ ステムを使用する方法により除 籍電子証明書提供用識別符号の 発行を行う場合（当該発行に係 る除籍電子証明書の請求が情報 提供等記録開示システムを使用 する方法により行われた場合に 限る。）における当該発行及び除 籍電子証明書提供用識別符号の 発行に係る除籍電子証明書の請 求を行う者が同時に当該除籍電 子証明書が証明する事項と同一 の事項を証明する除かれた戸籍 の謄本若しくは抄本又は除籍証 明書の請求を行う場合における 当該発行を除く。)	1 件	700円	1 除籍電子証明書提供用 識別符号をもって1 件と する。	(略)			
				(新設)			
届出若しくは申請書の受理証 明、届書その他市町村長の受 理した書類の記載事項証明又は 戸籍法（昭和22年法律第224号） 第120条の6第1項の規定に基 づく届書等情報の内容証明	1 通	350円	1 証明をもって1 通とす る。	届出、申請書 の受理証 明又は届書その他市町村長の受 理した書類の記載事項証明	1 通	350円	1 証明をもって1 通とす る。

改正後					改正前				
(略)					(略)				
届書その他市町村長の受理した書類又は戸籍法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧	1	件	350円	1書類又は1の届書等情報の内容を表示したものをもって1件とする。	届書その他市町村長の受理した書類	1	件	350円	1書類
									をもって1件とする。

議案第18号

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市国民健康保険税条例（昭和35年条例第18号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.7</u>を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>3万2,700円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第5条の5及び第19条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第5条の5及び第19条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>2万3,400円</u> （2） 特定世帯 <u>1万1,700円</u> （3） 特定継続世帯 <u>1万7,550円</u> （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.7</u>を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万8,600円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第5条の5及び第19条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第5条の5及び第19条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>2万3,300円</u> （2） 特定世帯 <u>1万1,650円</u> （3） 特定継続世帯 <u>1万7,475円</u> （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

改正後	改正前
第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.8</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万1,400円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第5条の5 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,300円</u> (2) 特定世帯 <u>3,650円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,475円</u> (国民健康保険税の減額) 第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年	第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.5</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>10,300円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第5条の5 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,600円</u> (2) 特定世帯 <u>3,300円</u> (3) 特定継続世帯 <u>4,950円</u> (国民健康保険税の減額) 第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年

改正後	改正前
金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2万2,890円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万6,380円</u> （イ） 特定世帯 <u>8,190円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>1万2,285円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,980円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,110円</u> （イ） 特定世帯 <u>2,555円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>3,833円</u> オ・カ （略） （2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号	金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2万20円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万6,310円</u> （イ） 特定世帯 <u>8,155円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>1万2,233円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,210円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,620円</u> （イ） 特定世帯 <u>2,310円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>3,465円</u> オ・カ （略） （2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号

改正後	改正前
に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1万6,350円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万1,700円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,850円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>8,775円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,700円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,650円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,825円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,738円</u> オ・カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,540円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1万4,300円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万1,650円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,825円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>8,738円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,150円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,300円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,650円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,475円</u> オ・カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,720円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

改正後	改正前
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,680円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,340円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,510円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,280円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,460円</u> (イ) 特定世帯 <u>730円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1,095円</u> オ・カ (略) 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,905円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,175円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万3,080円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万6,350円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,710円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,660円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,330円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,495円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,060円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,320円</u> (イ) 特定世帯 <u>660円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>990円</u> オ・カ (略) 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,290円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,150円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,440円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,300円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,545円</u>

改正後	改正前
イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,850円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,560円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,700円</u> 3 (略)	イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,575円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,120円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,150円</u> 3 (略)

議案第19号

廿日市市漁港管理条例及び廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市漁港管理条例（平成17年条例第59号）【第1条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 市が管理者である漁港の維持管理に関しては、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第237号。以下「法」という。)その他の法令によるほか、この条例の定めるところによる。	(趣旨) 第1条 市が管理者である漁港の維持管理に関しては、<u>漁港漁場整備法</u> _____(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)その他の法令によるほか、この条例の定めるところによる。

改正後	改正前
（許可の特例） 第3条 （略） 2 次に掲げる行為については、前条第1項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。 （1）～（32） （略） （33） <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為 （34） （略）	（許可の特例） 第3条 （略） 2 次に掲げる行為については、前条第1項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。 （1）～（32） （略） （33） <u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為 （34） （略）

改正後	改正前
（用語の定義） 第2条 （略） 2 （略） 3 この条例において「子ども」とは、出生の日から<u>満18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。 4 （略） （1）・（2） （略） 5 （略） 6 （略） （支給の額） 第5条 こども医療費の支給は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合_____ _____ _____において、当該医療に関する給付の額（国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときに行うものとし、その満たない額から次に定める額を控除した額を支給する。 （1）・（2） （略） 2 （略）	（用語の定義） 第2条 （略） 2 （略） 3 この条例において「子ども」とは、出生の日から<u>満15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。 4 （略） （1）・（2） （略） 5 （略） 6 （略） （支給の額） 第5条 こども医療費の支給は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合<u>（子どものうち満12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者については、入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療に関する給付が行われた場合に限る。）</u>において、当該医療に関する給付の額（国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときに行うものとし、その満たない額から次に定める額を控除した額を支給する。 （1）・（2） （略） 2 （略）

議案第21号

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市介護保険条例（平成12年条例第23号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（保険料率） 第2条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u> （1） <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者</u> <u>3万20円</u> （2） <u>令第38条第1項第2号に掲げる者</u> <u>4万907円</u> （3） <u>令第38条第1項第3号に掲げる者</u> <u>4万5,526円</u> （4） <u>令第38条第1項第4号に掲げる者</u> <u>5万9,382円</u> （5） <u>令第38条第1項第5号に掲げる者</u> <u>6万5,980円</u> （6） <u>令第38条第1項第6号に掲げる者</u> <u>7万9,176円</u>	（保険料率） 第2条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u> （1） <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者</u> <u>3万2,990円</u> （2） <u>令第39条第1項第2号に掲げる者</u> <u>4万4,206円</u> （3） <u>令第39条第1項第3号に掲げる者</u> <u>4万9,485円</u> （4） <u>令第39条第1項第4号に掲げる者</u> <u>5万9,382円</u> （5） <u>令第39条第1項第5号に掲げる者</u> <u>6万5,980円</u> （6） <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>7万9,176円</u> ア <u>地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ <u>要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この条及び附則第15条において同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下この条において同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）</u>

改正後	改正前
(7) <u>令第38条第1項第7号に掲げる者</u> <u>8万5,774円</u>	(7) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>8万5,774円</u> <u>ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</u> <u>(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)</u>
(8) <u>令第38条第1項第8号に掲げる者</u> <u>9万8,970円</u>	(8) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>9万8,970円</u> <u>ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</u> <u>(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)</u>
(9) <u>令第38条第1項第9号に掲げる者</u> <u>10万8,867円</u>	(9) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>10万8,867円</u> <u>ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</u> <u>(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。)</u>
(10) <u>令第38条第1項第10号に掲げる者</u> <u>11万5,465円</u>	(10) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>11万5,465円</u> <u>ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</u> <u>(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)</u>
(11) <u>令第38条第1項第11号に掲げる者</u> <u>12万2,063円</u>	(11) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>12万2,063円</u> <u>ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当</u>

改正後	改正前
(12) <u>令第38条第1項第12号に掲げる者</u> 13万1,960円 (13) <u>令第38条第1項第13号に掲げる者</u> 14万5,156円 2 <u>令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、令第38条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第143条の規定にかかわらず、125万円とする。</u> 3 <u>令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、令第38条第7項の規定に基づく施行規則第143条の2の規定にかかわらず、200万円とする。</u> 4 <u>令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく施行規則第143条の3の規定にかかわらず、300万円とする。</u> 5 <u>令和6年度から令和8年度までの次の各号に掲げる基準所得金額は、令第38条第9項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>令第38条第1項第9号の基準所得金額</u> 400万円 (2) <u>令第38条第1項第10号の基準所得金額</u> 600万円 (3) <u>令第38条第1項第11号の基準所得金額</u> 800万円 (4) <u>令第38条第1項第12号の基準所得金額</u> 1,000万円 6 <u>第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、1万8,804円とする。</u> 7 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万8,804円」とあるのは、「2万7,711円」と読み替えるものとする。</u> 8 <u>第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料</u>	<u>しないもの</u> <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u> (12) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> 13万1,960円 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 2 <u>前項第1号</u>に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、1万9,794円とする。</u> 3 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万9,794円」とあるのは、「2万7,711円」と読み替えるものとする。</u> 4 <u>第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料</u>

改正後	改正前
の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「<u>1万8,804円</u>」とあるのは、「<u>4万5,196円</u>」と読み替えるものとする。 (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合) 第4条 (略) 2 (略) 3 保険料の賦課期日後に<u>令第38条第1項第1号イ</u>(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、<u>第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>令第38条第1項第1号から第12号まで</u>のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 (略)	の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>1万9,794円</u>」とあるのは、「<u>4万6,186円</u>」と読み替えるものとする。 (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合) 第4条 (略) 2 (略) 3 保険料の賦課期日後に<u>令第39条第1項第1号イ</u>(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは<u>第5号ロ又は第2条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ若しくは第9号イ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>令第39条第1項第1号から第5号まで又は第2条第1項第6号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</u> 4 (略)

議案第22号

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第27号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第6条 （略） 2～4 （略） 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 （1）～（4） （略） （5） 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、<u>第65条第1項</u>、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。） （6）～（10） （略） （削る） <u>（11）</u> （略） 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一<u>敷地内</u>にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 7～12 （略） （管理者） 第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応	（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第6条 （略） 2～4 （略） 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 （1）～（4） （略） （5） 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、<u>第65条</u>、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。） （6）～（10） （略） <u>（11） 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）</u> <u>（12）</u> （略） 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一<u>施設内</u>にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 7～12 （略） （管理者） 第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応

改正後	改正前
型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針) 第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(7) (略) (8) <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u> (9) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (10) (略) (11) (略) (揭示) 第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。 3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> (記録の整備) 第42条 (略) 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定	型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u> (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針) 第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(7) (略) (新設) (新設) (8) (略) (9) (略) (揭示) 第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を揭示しなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。 (新設) (記録の整備) 第42条 (略) 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定

改正後	改正前
期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)・(4) (略) (5) <u>第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (6) 第28条の規定による市への通知に係る記録 (7) 第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 (8) 第40条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (訪問介護員等の員数) 第47条 (略) 2 (略) 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(10) (略) (削る) (11) (略) 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内	期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)・(4) (略) (新設) (5) 第28条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録 (6) 第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 (7) 第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (訪問介護員等の員数) 第47条 (略) 2 (略) 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(10) (略) (11) <u>指定介護療養型医療施設</u> (12) (略) 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内

改正後	改正前
にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。 6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 7 (略) (管理者) 第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は_____他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該_____他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。第83条第1項において同じ。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。 (指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針) 第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) (略) (5) <u>指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> (6) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (7) (略) (8) (略)	にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。 6 当該夜間対応型訪問介護事業所_____の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 7 (略) (管理者) 第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は<u>同一敷地内の</u>他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該<u>同一敷地内の</u>他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。第83条第1項において同じ。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。 (指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針) 第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) (略) (新設) (新設) (5) (略) (6) (略)

改正後	改正前
<u>(9)</u> (略) (記録の整備) 第58条 (略) 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</u> <u>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録 <u>(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (管理者) 第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u>	<u>(7)</u> (略) (記録の整備) 第58条 (略) 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (新設) <u>(3) 次条において準用する第28条に規定する</u>市への通知に係る記録 <u>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録 <u>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (管理者) 第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし_____、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) (略) (新設) (新設)

改正後	改正前
<u>用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (7) (略) (8) (略) (記録の整備) 第59条の19 (略) 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) <u>第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (準用) 第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看	(5) (略) (6) (略) (記録の整備) 第59条の19 (略) 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (新設) (3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録 (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) (略) (準用) 第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看

改正後	改正前
護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、<u>同項第5号</u>中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。 （管理者） 第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2・3 （略） （指定療養通所介護の具体的取扱方針） 第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）・（2） （略） <u>（3） 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>（4） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>（5）</u> （略）	護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第3号</u>中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。 （管理者） 第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2・3 （略） （指定療養通所介護の具体的取扱方針） 第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）・（2） （略） （新設） （新設） <u>（3）</u> （略）

改正後	改正前
(6) (略) (7) (略) (記録の整備) 第59条の37 (略) 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) <u>第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) (略) (管理者) 第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 (略) (利用定員等) 第65条 (略) 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着	(4) (略) (5) (略) (記録の整備) 第59条の37 (略) 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (新設) (4) 次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (管理者) 第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内に</u>ある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 (略) (利用定員等) 第65条 (略) 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着

改正後	改正前
型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</u> （管理者） 第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、_____他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 2 （略） （指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（4） （略） <u>（5） 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>（6） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u>	型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは<u>指定介護療養型医療施設</u>_____の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 （管理者） 第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある</u>他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 2 （略） （指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（4） （略） （新設） （新設）

改正後	改正前
<u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) (認知症対応型通所介護計画の作成) 第71条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条_____において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。 2～5 (略) (記録の整備) 第79条 (略) 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</u> <u>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> <u>(6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> <u>(7)</u> (略) (従業者の員数等) 第82条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を	<u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) (認知症対応型通所介護計画の作成) 第71条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条<u>及び次条</u>において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。 2～5 (略) (記録の整備) 第79条 (略) 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (新設) <u>(3) 次条において準用する第28条に規定する</u>市への通知に係る記録 <u>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録 <u>(5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>(6)</u> (略) (従業者の員数等) 第82条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を

改正後	改正前
(1)～(4) (略) (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u> を行ってはならない。 (6) (略) (7) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> ア <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> イ <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> ウ <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> (8) (略) (9) (略) <u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u> 第106条の2 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u> (記録の整備) 第107条 (略) 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。	(1)～(4) (略) (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）</u>を行ってはならない。 (6) (略) (新設) (7) (略) (8) (略) (新設) (記録の整備) 第107条 (略) 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

改正後	改正前
(1)・(2) (略) (3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第92条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) (略) (管理者) 第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____の職務に従事することができるものとする。 2・3 (略) (管理者による管理) 第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、_____当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 (協力医療機関等) 第125条 (略) <u>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよ</u>	(1)・(2) (略) (3) 次条において準用する第20条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第92条第6号に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第40条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) (略) (管理者) 第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができるものとする。 2・3 (略) (管理者による管理) 第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により</u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 (協力医療機関等) 第125条 (略) (新設)

改正後	改正前
<u>うに努めなければならない。</u> <u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</u> <u>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u> <u>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u> <u>6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u> <u>7 （略）</u> <u>8 （略）</u> （記録の整備） 第127条 （略） 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 （1） （略）	（新設） （新設） （新設） （新設） <u>2 （略）</u> <u>3 （略）</u> （記録の整備） 第127条 （略） 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 （1） （略）

改正後	改正前
(2) 第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (準用) 第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、<u>第104条及び第106条の2</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第130条 (略) 2～6 (略) 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテラ	(2) 第115条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第117条第6項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第40条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (準用) 第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条<u>及び第104条</u> の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第130条 (略) 2～6 (略) 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテラ

改正後	改正前
イト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) (略) (削る) (2) (略) 8～10 (略) 11 <u>次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。</u> (1) <u>第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</u> ア <u>利用者の安全及びケアの質の確保</u> イ <u>地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u> ウ <u>緊急時の体制整備</u> エ <u>業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</u> オ <u>地域密着型特定施設従業者に対する研修</u> (2) <u>介護機器を複数種類活用していること。</u> (3) <u>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u> (4) <u>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u> (管理者) 第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は_____	イト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) (略) (2) <u>病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</u> (3) (略) 8～10 (略) (新設) (管理者) 第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内に</u>

改正後	改正前
____他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。 （協力医療機関等） 第147条 （略） <u>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u> <u>（1） 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>（2） 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</u> <u>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u> <u>5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u> <u>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u> <u>7 （略）</u> （記録の整備） 第148条 （略） 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地	<u>ある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。</u> （協力医療機関等） 第147条 （略） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） <u>2 （略）</u> （記録の整備） 第148条 （略） 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地

改正後	改正前
域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。 (１) (略) (２) 第136条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (３) 第138条第５項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (４) 第146条第３項の規定による結果等の記録 (５) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録 (６) 次条において準用する第38条第２項の規定による苦情の内容等の記録 (７) 次条において準用する第40条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (８) (略) (準用) 第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の２、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第１項から第４項まで、<u>第99条及び第106条の２</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第２項中「この節」とあるのは「第７章第４節」と、第59条の16第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第151条 (略) ２～７ (略) ８ 第１項第２号及び第４号から第６号までの規定にかかわらず、サテライト	域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。 (１) (略) (２) 第136条第２項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (３) 第138条第５項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (４) 第146条第３項に規定する 結果等の記録 (５) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録 (６) 次条において準用する第38条第２項に規定する 苦情の内容等の記録 (７) 次条において準用する第40条第２項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (８) (略) (準用) 第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の２、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第１項から第４項まで<u>及び第99条</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の２第２項、第34条第１項並びに第40条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第２項中「この節」とあるのは「第７章第４節」と、第59条の16第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第151条 (略) ２～７ (略) ８ 第１項第２号及び第４号から第６号までの規定にかかわらず、サテライト

改正後	改正前
型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1)・(2) (略) (3) 病院 栄養士又は____管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）_____ (4) (略) 9～17 (略) 第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 医務室 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。 (7)～(9) (略) 2 (略) (緊急時等の対応) 第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 <u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力</u>	型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1)・(2) (略) (3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）_____ (4) (略) 9～17 (略) 第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 医務室 医療法_____第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。 (7)～(9) (略) 2 (略) (緊急時等の対応) 第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師_____との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 (新設)

改正後	改正前
<u>を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u> (管理者による管理) 第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、<u>当該管理者は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、</u>_____他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。 (計画担当介護支援専門員の責務) 第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(4) (略) (5) 第157条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由<u>の記録を行うこと。</u> (6) 第177条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等<u>の記録を行うこと。</u> (7) 第175条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての<u>記録を行うこと。</u> (協力医療機関等) 第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、</u>あらかじめ、<u>次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）</u>を定めておかなければならない。<u>ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u> (1) <u>入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> (2) <u>当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u> (3) <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行</u>	(管理者による管理) 第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし_____、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。 (計画担当介護支援専門員の責務) 第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(4) (略) (5) 第157条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由<u>を記録する</u>こと。 (6) 第177条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等<u>を記録する</u>こと。 (7) 第175条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置について<u>記録する</u>こと。 (協力病院等_____) 第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入院治療を必要とする入所者のために、</u>あらかじめ、<u>協力病院</u>_____を定めておかなければならない。_____ (新設) (新設) (新設)

改正後	改正前
<u>い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u> <u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</u> <u>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u> <u>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u> <u>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u> <u>6 (略)</u> (記録の整備) 第176条 (略) 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第155条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(新設) (新設) (新設) (新設) <u>2 (略)</u> (記録の整備) 第176条 (略) 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第155条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

改正後	改正前
(7) (略) (準用) 第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、<u>第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</u>この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 (勤務体制の確保等) 第187条 (略) 2～4 (略) <u>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u> <u>6 (略)</u> (準用) 第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、<u>第106条の2</u>、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、	(7) (略) (準用) 第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで_____の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 (勤務体制の確保等) 第187条 (略) 2～4 (略) (新設) <u>5 (略)</u> (準用) 第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで_____、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、

改正後	改正前
第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。 第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（<u>法第8条第23項第1号に規定するサービス</u>）に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準条例第48条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。 （従業者の員数等） 第191条 （略） 2～6 （略） 7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。	第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。 第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（<u>施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護</u>）に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準条例第48条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。 （従業者の員数等） 第191条 （略） 2～6 （略） 7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

改正後	改正前
(1)～(3) (略) (削る) <u>(4) (略)</u> 8～14 (略) (管理者) 第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____ _____の職務に従事することができる。 2・3 (略) (指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を</u>妥当適切に行うものとする。 (2)～(6) (略) <u>(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</u>	(1)～(3) (略) <u>(4) 指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</u> <u>(5) (略)</u> 8～14 (略) (管理者) 第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等</u>の職務に従事することができる。 2・3 (略) (指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>療養上の管理の下で</u>_____ _____妥当適切に行うものとする。 (2)～(6) (略) (新設)

改正後	改正前
<u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略) (記録の整備) 第201条 (略) 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 第197条第6号<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4)・(5) (略) (6) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (7) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録 (8) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 (9) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (10) (略) (準用) 第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、<u>第106条及び第106条の2</u>の規定は、	(7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (記録の整備) 第201条 (略) 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 第197条第6号<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4)・(5) (略) (6) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (7) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録 (8) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 (9) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (10) (略) (準用) 第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで<u>及び第106条</u>の規定は、

改正後	改正前
指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。	指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

議案第23号

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第28号）
（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（管理者） 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 2 （略） （利用定員等） 第9条 （略） 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設</u> _____の運営（第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 （管理者） 第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護	（管理者） 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 2 （略） （利用定員等） 第9条 （略） 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは<u>指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</u> （管理者） 第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護

改正後	改正前
予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、_____他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 2 (略) (揭示) 第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項_____を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 (記録の整備) 第40条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限す	予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある</u>他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 2 (略) (揭示) 第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を掲示しなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。 (新設) (記録の整備) 第40条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第21条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (新設)

改正後	改正前
<u>る行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) 第24条の規定による市への通知に係る記録 (5) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(9) (略) (10) <u>指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> (11) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (12) (略) (13) (略) (14) (略) (15) (略) (16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。 (従業者の員数等) 第44条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の	(3) 第24条に規定する市への通知に係る記録 (4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) (略) (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(9) (略) (新設) (新設) (10) (略) (11) (略) (12) (略) (13) (略) (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。 (従業者の員数等) 第44条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の

改正後	改正前
に從事することができる。 2・3 (略) (身体的拘束等の禁止) 第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。 2 (略) 3 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> (3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> <u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u> 第63条の2 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。</u> (記録の整備)	<u>ス等基準条例第49条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)</u>に從事することができる。 2・3 (略) (身体的拘束等の禁止) 第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)</u>を行ってはならない。 2 (略) (新設) (新設) (記録の整備)

改正後	改正前
(協力医療機関等) 第83条 (略) <u>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u> <u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</u> <u>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u> <u>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u> <u>6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u> <u>7 (略)</u> <u>8 (略)</u> (記録の整備) 第85条 (略)	(協力医療機関等) 第83条 (略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) <u>2 (略)</u> <u>3 (略)</u> (記録の整備) 第85条 (略)

改正後	改正前
2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第76条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第78条第2項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第24条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第36条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第37条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (準用) 第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条、<u>第61条及び第63条の2</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは、「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。	2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第76条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第78条第2項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第24条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第36条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第37条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (準用) 第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条<u>及び第61条</u> <u> </u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは、「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

議案第24号

廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成
27年条例第3号）（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
第3条 （略） 2・3 （略） 4 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）<u>、地域包括支援センター（法第15条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）</u>、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。）<u>、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）</u>、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）<u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</u> 5・6 （略） （<u>従業者</u>の員数） 第4条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所</u>_____ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。 <u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u> （管理者） 第5条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の</u>	第3条 （略） 2・3 （略） 4 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）<u>、地域包括支援センター_____</u>、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。）<u>、指定居宅介護支援事業者_____</u>、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）<u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</u> 5・6 （略） （<u>担当職員</u>の員数） 第4条 <u>指定介護予防支援事業者_____</u>は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）_____ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。 （新設） （管理者） 第5条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所_____</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 2 <u>前項に規定する</u>

改正後	改正前
規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。 3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。</u> 4 <u>前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u> （1） <u>管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u> （2） <u>管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</u> （内容及び手続の説明及び同意） 第6条 （略） 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者 <u>（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）</u> 等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員 <u>（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）</u> の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 4～8 （略）	_____管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。 （新設） （新設） （内容及び手続の説明及び同意） 第6条 （略） 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、_____介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者_____等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員_____ _____の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 4～8 （略）

改正後	改正前
(利用料等の受領) 第12条 (略) <u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</u> <u>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u> (保険給付の請求のための証明書の交付) 第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について<u>前条第1項の利用料の支払</u>を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 (指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u> (1) <u>委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会という。</u> _____ _____ _____）の議を経なければならないこと。 (2)・(3) (略) (4) <u>委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定（第32条第29号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならないこと。</u> (重要事項の掲示) 第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所	(利用料等の受領) 第12条 (略) (新設) (新設) (保険給付の請求のための証明書の交付) 第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について<u>利用料の支払</u>を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 (指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 <u>指定介護予防支援事業者</u>は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) <u>委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市が適当と認める者により構成されるものをいう。）の議を経なければならないこと。</u> (2)・(3) (略) (4) <u>委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定</u> _____を遵守するよう措置させなければならないこと。 (重要事項の掲示) 第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所

改正後	改正前
に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。 3 <u>指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> (記録の整備) 第30条 (略) 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳ア～エ (略) オ 第32条第15号<u>の規定による</u>評価の結果の記録 (3) <u>第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) <u>第17条の規定による市</u>への通知に係る記録 (5) <u>第27条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録 (6) <u>第28条第2項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) (略) (2)の2 <u>指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用</u>	に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>を掲示しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。 (新設) (記録の整備) 第30条 (略) 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳ア～エ (略) オ 第32条第15号<u>に規定する</u>評価の結果の記録 (新設) (3) <u>第17条に規定する市町村</u>への通知に係る記録 (4) <u>第27条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録 (5) <u>第28条第2項に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) (略) (新設)

改正後	改正前
<u>者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (3)～(15) (略) (16) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくともサービスの提供 _____ を開始する月の翌月から起算して3月に1回、 _____ _____ 利用者に面接すること。 イ <u>アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。</u> <u>(7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u> <u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u> <u>a 利用者の心身の状況が安定していること。</u> <u>b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u> <u>c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u> ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 エ 当該利用者の居宅を訪問しない月 <u>(イただし書の規定によりテレビ</u>	(新設) (3)～(15) (略) (16) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくとも指定介護予防支援の提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及び当該指定介護予防支援の評価期間が終了する月並びに <u>当該利用者の状況に著しい変化があったときは、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接すること。</u> (新設) イ 当該利用者の居宅を訪問しない月 _____

改正後	改正前
<u>電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）</u>においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第93条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により当該利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により当該利用者との連絡を実施すること。 <u>オ</u> 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 (17)～(28) （略） <u>(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</u>	_____においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第93条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により当該利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により当該利用者との連絡を実施すること。 <u>ウ</u> 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 (17)～(28) （略） (新設)

議案第25号

廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第2号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
第3条 （略） 2・3 （略） 4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、地域包括支援センター<u>（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）</u>、老人介護支援センター(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。)、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者<u>（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）</u>、介護保険施設、指定特定相談支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。)等との連携に努めなければならない。 5・6 （略） （従業者の員数） 第4条 （略） 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第30号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、	第3条 （略） 2・3 （略） 4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、地域包括支援センター_____、老人介護支援センター(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。)、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者_____、介護保険施設、指定特定相談支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。)等との連携に努めなければならない。 5・6 （略） （従業者の員数） 第4条 （略） 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35_____又はその端数を増すごとに1とする。 (新設)

改正後	改正前
<u>事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。</u> (管理者) 第5条 (略) 2 (略) 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) (略) (2) 管理者が_____他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がないときに限る。) (内容及び手続の説明及び同意) 第6条 (略) 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること</u>_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____等につき説明を行い、理解を得なければならない。 3 <u>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)</u>がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居	(管理者) 第5条 (略) 2 (略) 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) (略) (2) 管理者が<u>同一敷地内にある</u>他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がないときに限る。) (内容及び手続の説明及び同意) 第6条 (略) 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ_____、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)</u>がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等</u>につき説明を行い、理解を得なければならない。 (新設)

改正後	改正前
<u>宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第8項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1)・(2) (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 <u>8</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第5項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) <u>第5項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの (2) (略) <u>9</u> (略) (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) (略) <u>(2)の2</u> 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体	<u>3</u> (略) <u>4</u> 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第7項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1)・(2) (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 <u>7</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第4項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) <u>第4項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの (2) (略) <u>8</u> (略) (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) (略) (新設)

改正後	改正前
<u>的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u> <u>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (3)～(14) (略) (15) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくとも1月に1回_____、利用者に面接すること。 <u>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。</u> <u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u> <u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u> <u>a 利用者の心身の状況が安定していること。</u> <u>b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u> <u>c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u> ウ (略) (16)～(29) (略) (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正</u>	(新設) (3)～(14) (略) (15) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅を訪問し</u>、利用者に面接すること。 (新設) イ (略) (16)～(29) (略) (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>指定介護予防支援事業者</u>から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正

改正後	改正前
に実施できるよう配慮しなければならない。 (31) (略) (重要事項の掲示) 第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「<u>重要事項</u>」という。）を掲示しなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。 3 <u>指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> (記録の整備) 第31条 (略) 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) <u>第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) <u>第18条の規定による市</u>への通知に係る記録 (5) <u>第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> (6) <u>第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>	に実施できるよう配慮しなければならない。 (31) (略) (重要事項の掲示) 第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を掲示しなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。 (新設) (記録の整備) 第31条 (略) 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略) (新設) (3) <u>第18条に規定する市町村</u>への通知に係る記録 (4) <u>第28条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録 (5) <u>第29条第2項に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

議案第26号

廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例を廃止する条例案新旧対照表

○廿日市市公共施設における禁煙等推進条例（平成30年条例第33号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（適用除外） 第7条 次に掲げる公共施設については、前条の規定は適用しない。 （1） 廿日市市火葬場 （2） スパ羅漢 （削る） <u>（3）</u> 廿日市市岩倉ファームパーク <u>（4）</u> 廿日市市宮島包ヶ浦自然公園 <u>（5）</u> みやじま杜の宿 <u>（6）</u> 市営住宅 <u>（7）</u> 集会所 <u>（8）</u> 消防団車庫・格納庫	（適用除外） 第7条 次に掲げる公共施設については、前条の規定は適用しない。 （1） 廿日市市火葬場 （2） スパ羅漢 <u>（3）</u> <u>廿日市市吉和魅惑の里</u> <u>（4）</u> 廿日市市岩倉ファームパーク <u>（5）</u> 廿日市市宮島包ヶ浦自然公園 <u>（6）</u> みやじま杜の宿 <u>（7）</u> 市営住宅 <u>（8）</u> 集会所 <u>（9）</u> 消防団車庫・格納庫

※廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例を廃止する条例の附則により改正する条例の新旧対照表

過疎地域持続的発展計画の変更について 新旧対照表

○過疎地域持続的発展計画（令和 3 年 9 月）

（下線の部分は改正部分）

変更後					変更前				
6 生活環境の整備					6 生活環境の整備				
(3) 計画（令和 3 年度～令和 7 年度）					(3) 計画（令和 3 年度～令和 7 年度）				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活 環境の 整備	(1)水道施設 上水道	水道整備事業	広島県水 道広域連 合企業団		5 生活 環境の 整備	(1)水道施設 上水道	水道整備事業	廿日市市	
		簡易水道	簡易水道整備事業	広島県水 道広域連 合企業団			簡易水道	簡易水道整備事業	廿日市市
	(2)下水処理施 設 公共下水道	公共下水道整備事業	廿日市市			(2)下水処理施 設 公共下水道	公共下水道整備事業	廿日市市	
	(5)消防施設	消防通信施設維持管理事業	廿日市市			(5)消防施設	消防通信施設維持管理事業	廿日市市	
		消防車両整備事業	廿日市市				消防車両整備事業	廿日市市	
		消防団車庫整備事業	廿日市市				消防団車庫整備事業	廿日市市	
		消防水利施設整備事業	廿日市市				消防水利施設整備事業	廿日市市	
	(6)公営住宅	市営住宅等改修事業	廿日市市			(6)公営住宅	市営住宅等改修事業	廿日市市	
	(7)過疎地域持 続的発展特別事 業 防災・防犯	吉和地域消防事務委託負担金 吉和地域の常備消防を広島市 に委託し、地域の防災に備える。	廿日市市			(7)過疎地域持 続的発展特別事 業 防災・防犯	吉和地域消防事務委託負担金 吉和地域の常備消防を広島市 に委託し、地域の防災に備える。	廿日市市	
		消防団活動運営事業 消防団への入団を促進し、地域 防災力の維持、向上を図る。	廿日市市				消防団活動運営事業 消防団への入団を促進し、地域 防災力の維持、向上を図る。	廿日市市	

変更後						変更前					
		その他	自主防災活動推進事業 地域の防災力を強化するため、 自主防災活動の費用を補助する。	廿日市市			その他	自主防災活動推進事業 地域の防災力を強化するため、 自主防災活動の費用を補助する。	廿日市市		
			自然公園一般事業 自然環境の保全、快適な環境整備及び観光振興を推進するため、 宮島公園の環境を保全する。	廿日市市				自然公園一般事業 自然環境の保全、快適な環境整備及び観光振興を推進するため、 宮島公園の環境を保全する。	廿日市市		
		(10)その他	急傾斜地崩壊対策負担金	廿日市市 (広島県)				(10)その他	急傾斜地崩壊対策負担金	廿日市市 (広島県)	
		公園整備事業 (遊具改修ほか)	廿日市市		公園整備事業 (遊具改修ほか)			廿日市市			

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育
(略)

創造性豊かな子どもの育成を図るため、地域と学校の協働による取組も重要です。地域と学校がより一層連携・協働し、学校を核とした地域づくりを推進していく必要があります。

また、学校及び学校給食施設・設備の老朽化に対応した計画的な改修などにより、安全で快適な教育環境を確保していく必要があります。

イ (略)

(2) その対策

ア 学校教育

- (略)
- (略)
- (略)
- (略)
- (略)
- (略)
- 快適な教育環境を確保するため、小中学校に空調設備を整備するとと

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育
(略)

創造性豊かな子どもの育成を図るため、地域と学校の協働による取組も重要です。地域と学校がより一層連携・協働し、学校を核とした地域づくりを推進していく必要があります。

また、学校_____施設・設備の老朽化に対応した計画的な改修などにより、安全で快適な教育環境を確保していく必要があります。

イ (略)

(2) その対策

ア 学校教育

- (略)
- (略)
- (略)
- (略)
- (略)
- (略)
- 快適な教育環境を確保するため、小中学校に空調設備を整備するとと

変更後					変更前				
もに、学校及び学校給食施設の長寿命化計画に基づき、計画的な改修を行っていきます。 イ (略) (3) 計画（令和３年度～令和７年度）					もに、学校_____施設の長寿命化計画に基づき、計画的な改修を行っていきます。 イ (略) (3) 計画（令和３年度～令和７年度）				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育 の 振 興	(1)学校教育関連施設 校舎	小中学校特別教室空調設備整備事業	廿日市市		8 教育 の 振 興	(1)学校教育関連施設 校舎	小中学校特別教室空調設備整備事業	廿日市市	
		小学校リニューアル事業 (屋上防水改修ほか)	廿日市市				小学校リニューアル事業 (屋上防水改修ほか)	廿日市市	
		学校給食施設リニューアル事業	廿日市市				(新設)	(新設)	
	(3)集会施設、 体育施設等 公民館	市民センターリニューアル事業 (トイレ改修ほか)	廿日市市			(3)集会施設、 体育施設等 公民館	市民センターリニューアル事業 (トイレ改修ほか)	廿日市市	
		吉和支所複合施設整備事業	廿日市市				吉和支所複合施設整備事業	廿日市市	
		防災FAX等整備事業	廿日市市				防災FAX等整備事業	廿日市市	
	集会施設	さいき文化センター（文化ホール）管理運営事業	廿日市市			集会施設	さいき文化センター（文化ホール）管理運営事業	廿日市市	
		体育施設管理運営事業 (吉和グラウンド改修ほか)	廿日市市				体育施設管理運営事業 (吉和グラウンド改修ほか)	廿日市市	
		公園整備事業 (佐伯総合スポーツ公園野球場改修ほか)	廿日市市				公園整備事業 (佐伯総合スポーツ公園野球場改修ほか)	廿日市市	
	体育施設					体育施設			
	(4) 過疎地域 持続的発展特別 事業					(4) 過疎地域 持続的発展特別 事業			

変更後						変更前					
		義務教育	学校教育振興一般事業 ふるさとへの愛着と誇りがより広がり、根付くため、ふるさとの魅力について発見・再認識できる体験的な活動や探究的な学習を充実させる。 ＩＣＴ指導員及びＩＣＴ支援員を配置し、ＩＣＴ機器の効果的な利活用のための人的支援を行う。	廿日市市				義務教育	学校教育振興一般事業 ふるさとへの愛着と誇りがより広がり、根付くため、ふるさとの魅力について発見・再認識できる体験的な活動や探究的な学習を充実させる。 ＩＣＴ指導員及びＩＣＴ支援員を配置し、ＩＣＴ機器の効果的な利活用のための人的支援を行う。	廿日市市	
			国際理解教育事業 ＡＬＴ（外国語指導助手）を全幼・小・中学校に配置する。	廿日市市					国際理解教育事業 ＡＬＴ（外国語指導助手）を全幼・小・中学校に配置する。	廿日市市	
			小学校ＩＣＴ活用教育推進事業 ＩＣＴ機器の整備を継続する。 また、ソフト面でも整備を継続する。	廿日市市					小学校ＩＣＴ活用教育推進事業 ＩＣＴ機器の整備を継続する。 また、ソフト面でも整備を継続する。	廿日市市	
			中学校ＩＣＴ活用教育推進事業 ＩＣＴ機器の整備を継続する。 また、ソフト面でも整備を継続する。	廿日市市					中学校ＩＣＴ活用教育推進事業 ＩＣＴ機器の整備を継続する。 また、ソフト面でも整備を継続する。	廿日市市	
			地域学校協働活動事業 地域学校協働本部の運営について、補助、助言、活動支援などを行う。	廿日市市					地域学校協働活動事業 地域学校協働本部の運営について、補助、助言、活動支援などを行う。	廿日市市	
		生涯学習・スポーツ	図書館活動事業 移動図書館車を運行する。	廿日市市			生涯学習・スポーツ	図書館活動事業 移動図書館車を運行する。	廿日市市		